



4豊監発第197号
令和5年3月29日

豊島区長職務代理者

豊島区副区長 齊 藤 雅 人 様

豊島区監査委員	永 田 謙 介
同	中 川 貞 枝
同	鈴 木 善 和
同	根 岸 光 洋

令和5年度監査計画について（通知）

令和5年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通知いたします。



4豊監発第197号
令和5年3月29日

豊島区議会議長 木下 広 様

豊島区監査委員	永 田 謙 介
同	中 川 貞 枝
同	鈴 木 善 和
同	根 岸 光 洋

令和5年度監査計画について（通知）

令和5年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通知いたします。



4豊監発第197号
令和5年3月29日

豊島区教育長 金子智雄様

豊島区監査委員	永田謙介
同	中川貞枝
同	鈴木善和
同	根岸光洋

令和5年度監査計画について（通知）

令和5年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通
知いたします。



4豊監発第197号
令和5年3月29日

豊島区選挙管理委員会委員長
関口更一様

豊島区監査委員	永田謙介
同	中川貞枝
同	鈴木善和
同	根岸光洋

令和5年度監査計画について（通知）

令和5年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通知いたします。

令和5年度 監査計画

【1】 監査基本方針

政府はこの数年猛威を振るい続けた新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日より、感染症法上季節性インフルエンザと同等の5類に移行する方針を決定した。社会経済活動、国民生活の正常化が一層促進されることとなる。

一方、コロナ禍からの経済回復、ウクライナ情勢、海外金利の上昇とこれに伴う為替変動等により、日本経済は急速な物価上昇に直面している。とりわけ都区部においては消費者物価指数が40数年来の伸びを示しており、物価上昇が区民生活及び区内経済に対し深刻な影響を及ぼしている。

本区の歳入は、コロナ禍にあっても堅調に推移しているが、物価高騰への対応、少子高齢化の進展などに伴う社会保障関係経費の増加等を踏まえれば、区財政の先行きは決して予断を許さない。

令和5年度予算は、「国際アート・カルチャー都市」「SDGs未来都市」「人が主役のウォークブル都市」の実現を目指し、「子どもと女性にやさしいまちづくり」「高齢者にやさしいまちづくり」「健康施策の充実」など7項目を重点事業としている。

先行き不透明な社会経済状況の中、区民の信頼に応え、区制施行100周年に向けた新たな第一歩を踏み出していくためには、不断の行政改革により財政の健全性を堅持しつつ、掲げた目標を着実に達成する必要がある。

以上の点を踏まえ、事務事業の経済性・効率性・有効性・組織及び業務に関する改善の取組、リスクマネジメントの状況などに着目し、次のとおり令和5年度における監査基本方針を定める。

1. 合規性の観点からの監査

区の事務事業や予算執行が、法令等に基づき適正に行われているかという「合規性」の観点から監査を実施する。

2. 経済性・効率性・有効性の観点からの監査

最適な事務執行やコストの縮減が図られ、支出した費用に見合う効果（VFM：Value For Money）をあげているかという「経済性」(Economy)・「効率性」(Efficiency)の観点、及び所期の目的を達成しているかという「有効性」(Effectiveness)の観点、いわゆる3E監査の観点から監査を実施する。

3. 「指導」に重点をおいた監査

監査の実施にあたっては、「違法・不正の指摘」にとどまらず、「指導」に重点を

おく。

また、不適正な事務処理に対しては、その背景や原因等が確認されたうえで是正・改善されることはもとより、類似事案の再発防止が図られるよう、各所管部局において「内部統制の整備・運用」に留意した対応がなされているかなどの視点に重点をおき、監査を実施する。

4. 監査の実効性の確保

監査の実効性を確保するため、是正・改善等の措置を講ずべき事項については、監査結果報告書において所管課を明示する。状況に応じて、当該事務を担当した課に加え、当該事務の総合調整を担当する課も併せて明示する。

また、監査の実施に際しては、過去の監査結果に対する是正・改善状況等に関し各所管課からの報告を受け、必要に応じて更なる「是正・改善」を求めるなど、監査結果の実効性を確保するためのフォローアップを実施する。

なお、過年度の措置状況報告書において、「検討中」あるいは「予定」と監査委員へ報告がなされたもの等については、その後の対応状況を引き続き確認する。

5. 監査結果報告書の充実

監査結果報告書の記載は、区民にわかりやすい表現に努め、内容を充実させるとともに、豊島区公式ホームページ等において迅速に提供する。

【2】監査実施方針

令和5年度に実施する各監査の「監査実施方針」は、次に定めるところによるものとする。

なお、各監査の具体的な実施内容、実施方法及び監査の視点等は、別途、各監査において通知する。

1. 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

定期監査は、区の事務事業における財務等の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、「合規性」の観点とともに、「経済性」・「効率性」・「有効性」の観点から各事務事業の成果及び経費執行状況の適正性についても監査の対象とする。

なお、定期監査は、次に示すとおり「部局監査」と「施設監査」に区分して実施する。

(1) 部局監査

① 監査の対象部局

監査の対象は全ての部課とし、事務監査及び監査委員監査とともに課（課に準ずるセンター、所、室等を含む）を単位として実施する。

② 監査の実施時期

事務監査を4月から7月、監査委員監査を7月から8月にかけて実施する。

③ 監査の対象範囲

監査の対象は、原則として令和4年度の事務事業全般とし、また、決算審査を効率的・効果的に実施するため、部局監査における監査を実質的な決算審査として位置づけ、決算審査と一体的に実施する。

④ 監査の着眼点

各所管課が実施している事務事業が、住民の福祉の増進に寄与し、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、予算執行、収入、支出、契約及び施設管理業務等が法令等の定めに従って適正・適切に行われているかなどを観点とする。

さらに、過去の監査結果において「指摘」、「指導」及び「意見・要望」の対象となった事項が、その後、改善され、適正・適切に執行・処理されているかなどの観点から監査を実施する。

⑤ 監査の重点項目

「リスクマネジメントの状況（リスク事象の発生原因、対応状況、再発防止の取組等）」を重点事項とする。

(2) 施設監査（区営施設）

① 監査の対象

保育園、小学校、中学校、幼稚園及び子どもスキップを主たる対象とし、5年に1回の実施を基本に、可能な限り地域ごとに実施する。

また、上記施設に加え、各年度、公の施設（指定管理者制度導入施設を除く）及び行政機関の中から、必要な施設を抽出し、実施する。

なお、令和5年度における監査の対象施設は、【別紙1】のとおりとする。

② 監査の実施時期

事務監査及び監査委員監査ともに6月とする。

③ 監査の実施方法

小学校及び中学校については、監査委員による実地監査と事務監査を同日に並行して実施する。

その他の施設については、監査委員による実地監査を実施するほか、別途、日程を定めて事務監査を実施する。

④ 監査の観点

当該施設の設置目的に沿って施設の運営が有効かつ効率的になされているか、また、施設・設備等の維持管理、収入金や資金前渡金等の現金管理が適正・適切に行われているかなどの観点から監査を実施する。

2. 決算審査（地方自治法第233条第2項）

(1) 審査の対象

区長から審査に付される令和4年度各会計歳入歳出決算を対象とし、定期監査（部局監査）及び例月現金出納検査との関連性を持たせて実施する。

(2) 審査の実施時期

監査委員監査を7月に実施する。4月から8月の定期監査を併せて実質的な審査と位置づける。

(3) 審査の観点

会計管理者が調製する各会計決算の計数が適正であるかなどの観点から形式審査を行うとともに、予算執行、資金運用、財産管理及び財政運営の状況について分析し、違法・不当な収支がなされていないかなどの観点から実質審査を行う。

(4) 審査の重点項目

審査にあたっては、「収入未済・不納欠損」を重点項目とする。

3. 健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項)

(1) 審査の対象

区長から審査に付される令和4年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの財政指標）及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正であるかについて審査する。

(2) 審査の実施時期

事務審査及び監査委員審査を7月から8月にかけて実施する。

(3) 審査の観点

審査にあたっては、国の通知及び提出書類のチェックポイント等を踏まえて、実施する。

また、健全化判断比率が、法律に定める早期健全化基準及び財政再生基準以上となっていないかについて審査する。

4. 行政監査（地方自治法第199条第2項）

(1) 監査の対象

監査委員協議により別途決定する。

(2) 監査の実施時期

事務監査を11月、監査委員監査を1月とする。

(3) 監査の観点

区が管理・執行している事務事業のうち、各部局共通の事務の中から全庁的、横断的に検証する必要がある事務、または各部局の個別事業の中から重点的に掘り下げて検証する必要がある事業について、「合規性」・「経済性」・「効率性」・「有

効性」等の観点から実施する。

5. 工事監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

（1）監査の対象

監査を効率的、効果的に実施するため、工事の種別、用途、構造及び契約内容等を考慮し、監査委員の協議により、次の①及び②の中から監査対象工事（工事の実施に伴う設計、監理等の業務委託を含む。）を選定する。

- ① 令和4年度に実施・完了した工事（令和元年度以前から引続きの工事を含む。）
- ② 令和5年度に実施・完了した工事または進行中の工事（令和3年度以前から引続きの工事を含む。）

（2）監査の実施時期

事務監査を11月、監査委員監査を12月とする。

なお、事務監査においては、監査対象工事のうち監査委員の指定する工事について、必要な技術的情報を監査委員に専門的見地から提供するため、技術士による調査を併せて実施する。

（3）監査の観点

設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面等から当該工事が適正・適切に行われているかを主眼とし、併せて「合規性」、「安全性」、「経済性」、「効率性」及び「有効性」の観点から監査を実施する。

6. 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項）

（1）監査の対象

監査の対象は、出資団体、補助金等交付団体及び公の施設の管理を行う指定管理者とし、原則として令和4年度の出納その他の事務の執行を対象として監査を実施する。

なお、令和5年度に実施する監査の対象は、【別紙2】のとおりとする。

（2）監査の実施時期

事務監査を10月及び11月、監査委員監査を11月及び12月とする。

事務監査においては、監査対象団体の決算に対する会計分析を強化し監査を充実させるため、公認会計士による専門的な視点から会計帳簿等財務関係書類の検査を併せて実施する。

なお、監査対象区分ごとの監査実施間隔の目安は、次のとおりとする。

① 出資団体

出資団体については、原則として4年に1回とする。

② 補助金等交付団体

補助金等交付団体については、団体の運営費補助（人件費補助を含む）を受け

ている団体（出資団体その他の外郭団体及び指定管理者に限る）を対象に原則として4年に1回とする。

③ 指定管理者

指定管理者については、指定管理期間が終了または更新を迎えるまでに少なくとも1回は実施することを目途に、原則として5年に1回とする。

(3) 監査の観点

① 出資団体

出資団体については、事業運営に係る出納その他の事務が出資等の目的に沿って適正・適切に行われているか、会計経理等が適正・適切に行われているか、経営・財務状態が良好であるかなどを観点とする。

併せて、所管部局が当該団体に対して適切な指導・監督を行っているかなどについて監査を実施する。

② 補助金等交付団体

補助金等交付団体については、補助対象事業が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどを観点とする。

併せて、所管部局が補助金等の交付手続き及び補助対象事業に関する指導・監督を適切に行っているかなどについて監査を実施する。

③ 指定管理者

指定管理者については、公の施設の管理に係る出納その他の事務が協定に基づき適正・適切に行われているか、収支に係る会計経理が適正・適切に行われているか、当該施設の管理運営が適切に行われているかなどを観点とする。

併せて、所管部局が当該指定管理者に対して適切な指導・監督を行っているか、当該施設の管理経費を適正・適切に算定しているかなどについて監査を実施する。

7. 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

(1) 監査の対象

会計管理室で保管する現金の残高及び関係計数、基金を含む資金の運用状況等。

(2) 監査の実施時期

事務監査、監査委員監査及び会計管理室による概要説明徴取を毎月、期日を定め実施する。

(3) 監査の観点

現金の残高及び関係計数の正確性、現金の保管・出納事務が適正に行われているかという観点から監査を実施する。

8. 施設等の視察

今後の監査の参考とするため、監査委員による施設等の視察を行う。

(1) 視察の対象

監査委員協議により別途決定する。

(2) 視察の実施時期

監査委員協議により別途決定する。

【3】令和5年度の監査日程

年間の監査日程は、「令和5年度監査実施日程表」【別紙3】による。

なお、議会日程等により変更する場合があります、その際は別途、通知する。

令和5年度 定期監査（施設監査）を実施する対象施設一覧

監査対象施設等	監査対象部局
図書館（2館） 中央図書館 巣鴨図書館	文化商工部 図書館課
保育園（4園） 東池袋第二、巣鴨第一、目白第二、 長崎	子ども家庭部 保育課
小学校（5校） 巣鴨、清和、朝日、目白、長崎 中学校（1校） 千登世橋 子どもスキップ（5施設） 巣鴨、清和、朝日、目白、長崎	教育委員会事務局・教育部 庶務課 学務課 放課後対策課 学校施設課

令和5年度 財政援助団体等監査を実施する対象団体等一覧

監査対象団体等		監査対象部局
1	公益財団法人としま未来文化財団 【監査対象区分】 出資団体、補助金等交付団体、 指定管理者 *指定管理施設： としま区民センター、 舞台芸術交流センター、芸術文化劇場、 地域文化創造館（駒込、巣鴨、南大塚、雑司が谷、 千早）	文化商工部 文化デザイン課 学習・スポーツ課
2	社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 【監査対象区分】 出資団体 補助金等交付団体	保健福祉部 福祉総務課 高齢者福祉課 子ども家庭部 保育課
3	東京ドームグループ 【監査対象区分】 指定管理者 *指定管理施設： 巣鴨体育館	文化商工部 学習・スポーツ課
4	ピーウォッシュ・アズビル共同事業体 【監査対象区分】 指定管理者 *指定管理施設： 池袋スポーツセンター	文化商工部 学習・スポーツ課
5	株式会社図書館流通センター 【監査対象区分】 指定管理者 *指定管理施設： 駒込図書館、上池袋図書館、 池袋図書館、目白図書館、池袋第三区民集会室、 目白第一区民集会室	文化商工部 図書館課
6	共同事業体 ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループ 【監査対象区分】 指定管理者 *指定管理施設： 西巣鴨体育場、総合体育場、 荒川野球場	文化商工部 学習・スポーツ
7	外郭団体及び指定管理者制度に係る区の主管課 として監査対象とする。	政策経営部 行政経営課

